

事務所だより5月号・・・渡邊秀幸税理士・社会保険労務士事務所

2024年05月02日

いつもお世話になっております。

若葉が目まぶしい季節になりました。
季節の変わり目でございますので、お身体を大切になさってください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

目次

2024年5月の税務
相続時精算課税贈与者が贈与した年に死亡した場合
裁量労働時間制の改正～専門型も本人同意が必要に～
《コラム》定額減税が開始されます

2024年5月の税務

5月10日

4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日

特別農業所得者の承認申請

5月31日

個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人
事業所税)>・法人住民税>

3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申
告<消費税・地方消費税>

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税
>

9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住
民税>(半期分)

消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ご
との中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

自動車税（種別割）の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

鉦区税の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

相続時精算課税贈与者が贈与した年に死亡した場合

相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度は、受贈者の選択により、60歳以上の父母、祖父母などの直系尊属から18歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が贈与を受けたとき、課税価格から2500万円の特別控除後の残額に20%の税率を乗じた額を課税し、贈与者が死亡したときは、相続税額を計算する過程で先に課税された贈与税相当額を相続税額から控除して精算するものです。

相続税の申告書において相続時精算課税贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算します。相続税には基礎控除（3000万円と法定相続人1人当たり600万円）があるので、贈与税額が相続税額を超えるときは、先に申告納付した贈与税の還付を受けることができます。また相続時精算課税制度は贈与者ごとに、父母の双方からそれぞれ贈与を受けることもできます。

贈与者が死亡した年の贈与は相続税で申告

相続時精算課税の適用を初めて受ける者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書と一緒に提出します。

相続時精算課税の適用を初めて受ける年に贈与者が死亡したときは、相続時精算課税選択届出書を贈与を受けた年の翌年3月15日（贈与税の申告期限）又は相続開始の日の翌日から10か月を経過する日（相続税の申告期限）のいずれか早い日までに相続税の納税地の税務署長に提出します。

このとき贈与税の申告書の提出は要さず、相続税の申告書を提出します。

令和6年施行の改正内容

令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後の相続時精算課税贈与には、110万円の基礎控除が創設されました。110万円以下の贈与の場合は、贈与税の申告は不要となりますが、相続時精算課税選択届出書の提出は必要です。

また相続時精算課税贈与を受けた土地・建物が相続税の申告期限までの間に、令和6年1月1日以後に災害により一定の被害を受けた場合は、相続税の課税価格に加算する額の計算の際、被災価額（保険金等で補てんされた金額を差引き後）を贈与時の価額から控除できます。

届出書の提出もれは暦年課税で思わぬ負担

相続時精算課税の適用を受けようとするとき、相続時精算課税選択届出書の提出をすっかり忘れると暦年課税が適用され、思わぬ税負担が生じますので注意しましょう。

裁量労働時間制の改正～専門型も本人同意が必要に～

裁量労働時間制とは

裁量労働時間制は、業務の性質上、大幅に労働者の裁量に委ねる必要があり、業務遂行手段や時間配分等を使用者が具体的に指示することが困難な一定の業務に限定して採用できるとされています。

「専門業務型」と「企画業務型」がありますが、採用割合は前者が2.2%、後者は0.6%（令和4年厚生労働省調査）です。

「専門業務型」の適用対象は、研究開発、情報処理、デザイン、広告宣伝の他、税理士、公認会計士、弁護士などの士業の業務に限定されています。

「専門業務型」裁量労働時間制の改正

「専門業務型」を採用するには、過半数労働組合または過半数代表者と労使協定を締結し、個別労働契約や就業規則を整備して、労使協定の労働基準監督署への届出が必要とされています。

さらに、令和6年4月以降は「労働者本人の同意」と「健康・福祉確保措置」が追加されます。

「労働者本人の同意」

「専門業務型」で認められていた、「就業規則による包括的同意」ではなく、「企画業務型」と同様、個別に書面等での取得が必要となります（電磁的記録でも可）。

「健康・福祉確保措置」

今回の改正で「専門業務型」「企画業務型」共に、下記【1】【2】から1つずつ以上の実施が望ましいとされています。

【1】長時間労働抑制・休日確保の措置

- (1)勤務間インターバル（終業から始業まで一定時間以上の休息时间）を確保
- (2)深夜業（22時～5時）の回数制限
- (3)労働時間の上限措置
- (4)連続した年次有給休暇の取得

【2】勤務状況や健康改善を講ずる措置

- (1)医師による面接指導
- (2)代償休日・特別休暇の付与
- (3)健康診断の実施
- (4)心とからだの相談窓口の設置
- (5)必要に応じた配置転換
- (6)産業医等の助言や指導

《コラム》定額減税が開始されます

令和6年6月から始まる定額減税について、国税庁「定額減税特設サイト」では、制度紹介、Q&A、様式集が公開されています。合計所得金額1,805万円以下の居住者は、令和6年分所得税額から本人3万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円が控除され、令和6年分個人住民税所得割額から本人1万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき1万円が控除されます。

給与に係る定額減税

給与支払者は、令和6年6月1日現在の在職者（基準日在職者）から扶養控除等申告書の提出を受けた場合（甲欄適用者）、6月1日以後、最初に支払う給与・賞与等の源泉徴収税額から月次減税額を順次控除します（月次減税事務）。年の途中で同一生計配偶者や扶養親族の異動などが生じた場合は、年末調整にて精算します（年調減税事務）。減税額は各人別控除事績簿を備えて管理し、源泉徴収票の摘要欄には、定額減税控除済額を記載します。扶養控除等申告書に記載していない合計所得金額900万円超の基準日在職者の同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族には、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」等の提出を受けます。

公的年金等に係る定額減税

公的年金等の支払いを受ける者は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出することにより、6月1日以後、最初に支払う年金の源泉徴収税額から定額減税額を順次控除します。年の途中で同一生計配偶者や扶養親族の異動などが生じた場合は、年末調整にて精算します。

事業所得・不動産所得・退職所得の場合

事業所得・不動産所得のある納税者は、予定納税額から定額減税の本人分が控除されます。さらに、予定納税額の減額申請の手続により、同一生計配偶者分、扶養親族分の減税額相当額を控除できます。予定納税のない納税者は、確定申告にて定額減税額の控除を受けます。退職所得のある納税者は、源泉徴収時に定額減税額の控除は行われず、確定申告にて控除を受けます。

住民税額からの控除方法

住民税所得割額からの控除は、給与所得で特別徴収の場合、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均等額を控除。普通徴収の場合、第1期分（令和6年6月分）から順次控除。公的年金等は、令和6年10月分の特別徴収税額から順次控除。控除しきれない額は、調整給付金で支給されます。